

京都市告示第578号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年2月1日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
西七条緯24号線	南区吉祥院西ノ庄東屋敷町20番地の11地先から 同町20番地の36地先まで	旧	メートル 12.00	メートル 5.95 ~ 6.00
		新	69.70	5.95 ~ 12.00
花屋町通	右京区西京極南庄境町15番地地先から 同町8番地の22地先まで	旧	40.50	10.90 ~ 11.00
		新	158.10	4.00 ~ 12.00
梅津緯44号線	右京区梅津構口町45番地の1地先から 同町45番地の10地先まで	旧	12.50	5.65 ~ 6.25
		新	71.30	5.65 ~ 10.10
桂経7号線	西京区桂清水町32番地の1地先内	旧	13.00	5.80 ~ 6.00
		新	20.50	6.00 ~ 12.50
桂経133号線	西京区桂清水町32番地の15地先から 同町32番地地先まで	旧	39.00	0.30 ~ 4.00
		新	85.50	2.00 ~ 9.00

(建設局土木管理部道路明示課)